

## 日本におけるコモنزの変容

——ある河川漁業の300年の歴史

東京大学東洋文化研究所教授

菅 豊

本発表では、新潟県岩船郡山北町大川で三百年以上も継続されてきた河川漁業と、それをめぐるコモنزを素材に、共同体内部の状況のみならず、支配者や国家という外部の状況が、コモنزの生成と変容に大きく影響を与えていることを歴史的に明らかにすることを目標としている。

大川には、三百数十年前から個人的、小規模、非効率な伝統的漁法が伝えられている。その伝統漁法は、単にその技術だけが伝承されてきたのではなく、その技術と不可分である技術運用のための社会システムと一緒に、長きにわたって伝えられてきた。大川の漁場使用慣行は、コミュニティーと密接に関わってきた点において非常に特徴的である。実質的な漁場の管理は、コミュニティーごとの権限を慣習的に認め、実際の漁場の使用については、コミュニティーの管理のもと個人使用を慣習的に認める形で大川サケ漁は行われてきた。また、サケ漁場を分割する際に生じる入札金はコミュニティーに還元され、村の自治運営費として充当されていた。すなわち、コミュニティーごとに川を共同管理する社会システムがあったのであり、川は村の財産であったのである。

長い歴史をもつ大川サケ漁であるが、近世における大川サケ漁場の運営で、最も効果的で合理的、かつ説得力があった正当性は支配者との関係性であり、サケ漁を行うための税金納付であった。また、そこには、「内済」などの地元の内輪での問題調停機構——在地の裁判——の中で正当性を獲得する仕組みが存在し、そこで参照される「旧例」は重要な正当性の根拠であった。

明治維新後、新政府は急速な漁業制度改革を行ったため、漁業を行う上で、全国各地に多くの変化と混乱をもたらした。明治維新とともに、大川沿岸村落の領主支配も終焉を迎え、そのため、大川沿岸村落の人々は、新しく登場した近代国家との間で、新しい正当性を獲得し、コモنزを再構築する必要に迫られた。

大川沿いの村は、幕藩体制崩壊の後、すぐにサケ漁を継続することを、当時の新潟県の地方政府に願い出るとともに、さらに、サケ漁の管理運営のルールを明文化した。それは「鮭川議定」と呼ばれ、その取り決めは、近世的なコモنزの状況を追認したものであった。しかし、一方で、この近代初頭の新ルールには、近世には見られなかったような「公益」という文言が頻繁に登場する。「鮭川議定」では、全費用の内、約66パーセントが大川沿岸村落に新しくできた学校建設費用の弁済に充当するものとして各村から徴収されている。明治初頭の社会変革期において、大川のサケ漁は地方行政との関わり合いを強くもたされるようになったのである。そのような新しい価値が導入された背景に、新しく彼らを支配した公権力の姿が垣間見える。

この公益という言葉が、時に国益に類するイメージも喚起させ、また、国家と強く直結していた点には注意を要する。明治初頭の、欧米の法律書をもとに翻訳された書物には、この公益という言葉が散見され、その語が使用される文脈を精査すると、その頃の公益は、現在の公益の語が意味するような「社会における不特定かつ多数の人々の利益」ではなく、国益を意味した。大川沿岸村落の人々は、その公益という言葉に含まれた「公」の価値が、サケ漁継続の新しい正当性につながることを、敏感に嗅ぎ取ったようで、「鮭川議定」は、新しい政治制度に適應して旧来のサケ漁の枠組みを組み換えつつ、サケ漁継続の正当性を獲得する方策であったといえる。

下って1880年になると、新潟県の地方政府は、サケ漁の取り締まりを強化した。それによって、大川沿岸村落の人々は、川を管理する正当性を獲得するために、公益とともに、さらにそれに連なる「水産保護」や「繁殖」という新

しい言葉やコンセプトを選び取った。そこでは「資源保全」の価値が、対外的に権威性をもった新しい根拠として使われ始めたのである。1885年には、中央政府の農商務省の命令により、新しく漁業組合の組織化と組合同規約を定めることが義務づけられ、これに応じて、大川では漁業組合を組織した。さらに1894年には、地方政府の指導にしたがって、コミュニティーが管理してきた、不可侵の慣習の村落漁場使用権を、川筋で統一しようという動きが起こる。

大川沿岸村落では、漁業組合が漁場を新たに分け直し、その管理のもとで競争入札に付して、その収益をそれぞれの集落の戸数に応じて、各集落に配当するという制度変更を行った。史料的に見てこの入札によるコミュニティーへの収益還元という慣習的漁場使用の淵源は、実はこの時期以前に遡ることはできない。ここで初めて確認される、このコミュニティーに利益還元する入札制度の明文化は、サケ漁の社会的意味を考える上で大きな画期である。すなわち、入札という制度により、サケ漁師から収益の一部を徴収し村に配当することにより、村全体に利益をもたらすシステムとなったのである。これによって、川という共的な資源、空間から上がる収益は、個人的なものから、より社会的なものへと高められた。サケ漁には、個々人が利益を上げるという発想に加えて、コミュニティーに属するみんながその利益に浴するという「共益」の社会的意味が付与されたのである。

この明治中期に明文化された、サケ漁の収益の一部をコミュニティー全体に還元するシステムは、すでに述べた明治政府主導の公益思想による地方教化に、影響を受けた可能性がある。その場合、国家が企図した「公益（潜在的国益）」の意味を、人々が読み違えていたことになる。サケ漁の収益を、村の自治費用に充当し、村の家々に平等に分配する発想は、村の諸活動を国家が公益へと高める運動の中で、正当性を獲得しようとストラグルしていた人々が、その意味を国家の考えた文脈から逸脱して——意識的か、無意識か定かではない——身につけたものようである。とかく自立・自律的にとらえられてきた地方のコモンズの発展の道筋において、公益に資するという新しい国家の思想が、強く

影響を及ぼしていることを、ここに指摘できる。

大川は、近世においては、支配権力から後ろ盾を得る納税の事実と、「旧例」という歴史的根拠が、村で排他的に漁場を管理する正当性となっていた。この村による川の管理・利用は、明治維新とともに新しい正当性を獲得しなければならなかった。そこで見つけ出したのが公益であり、それに連なる「資源保全」という新しい価値であった。それは、地域にとっては外部的なアクターである国家との関わりによって発見された正当性であったが、それこそが内部的なコモنزの仕組み——コミュニティへの収益の還元——にも影響を与えた可能性がある。日本の伝統的なコモنزは、一見、コミュニティによって自律的に形作られてきたかのごとく見えるが、実は支配者や統治機構という外部からの力こそが、その成立や変容に大きく影響を与えてきたことが理解できる。

大川の例を見ると、その共的な資源管理制度は、単純に国家政策によって弱体化させられたり、変質されたりしただけではない。そこでは、国家の企図とは反対に、共的管理が強化させられたり、精緻化されたりしたのである。現在、各地に残っている日本のコモنزには、単純にそこに近代以前の共同体結合の豊かさや、日本的コモنزの不変の本質的イメージを見出すべきではない。海面の排他的漁場使用や山林の入会などを含めた日本のコモنزは、やはり、明治以降の近代化の過程で形作られた、近代と前代の「もつれあった実体 (entangled objects)」なのである。

(すが・ゆたか)